

プロバイダ責任制限法第3条の概要

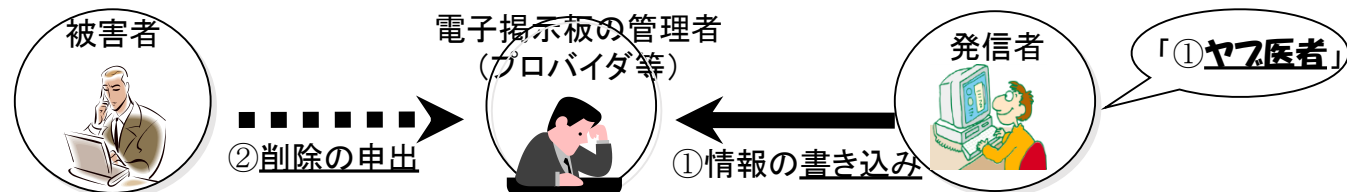
第3条の規定の趣旨

インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、その責任は一義的には情報の発信者にあるが、以下のように、プロバイダ等も、被害者又は発信者から法的責任を問われるおそれがある。

(1) 他人の権利を侵害する情報を放置 → 被害者(権利を侵害されたと主張する者)から損害賠償請求を受ける可能性 (→責任を問われることを恐れて削除しすぎる場合には、表現の自由を過剰に制約するおそれ。)

(2) 実際は権利を侵害していない情報を削除 → 発信者から損害賠償請求を受ける可能性 (→責任を問われることを恐れて削除しない場合、被害を拡大させてしまうおそれ。)

⇒ 権利侵害情報が流通した場合のプロバイダ等の責任範囲を明確化(責任を制限)することによって、プロバイダ等が、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等の適切な対応を促すもの。



⑥被害者に対する責任は、

- (1) 権利が侵害されているのを知っていたとき 又は、
- (2) これを知りえたと認めるに足る相当の理由があるとき 以外は、

削除しなくても免責 (第3条第1項)

④発信者に対する責任は、

- (1) 権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき 又は
- (2) 発信者に削除に同意するか照会したが7日以内 (※)に反論がない場合には、

削除しても免責 (第3条第2項)